

子高第 697 号
令和 2 年 9 月 8 日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の継続について

沖縄県緊急事態宣言については 9 月 5 日をもって終了となりましたが、警戒レベルは第 3 段階の「感染流行期」にあり、引き続き感染拡大に警戒が必要です。

また、重症化リスクの高い高齢者の感染確認が続いていることから、貴施設におかれましても、利用者及び職員の健康管理、感染防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、県ホームページのお知らせ等に留意し、継続的な対応の徹底をお願いいたします。

なお、利用者や職員に感染又は濃厚接触者が確認された場合は、指定権者及び高齢者福祉介護課まで報告をお願いいたします。

◆文書掲載場所（沖縄県ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214

緊急事態宣言終了後の対応について

～警戒レベル第3段階「感染流行期」継続中～

令和2年9月4日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民一丸となった感染拡大防止対策により、新規感染者数や療養者数の減少等、収束に向けた改善傾向が確認できることから、緊急事態宣言は9月5日を以て終了します。

県民・事業者の皆様には、引き続き「新しい生活様式」の徹底や「感染拡大予防ガイドライン」の遵守をお願いするとともに、県等が行う感染防止対策にご協力いただきながら、必要な社会経済活動を行っていただくようお願いします。

一方、病床のひっ迫状況は改善の見込みはあるものの、警戒レベルは第3段階の「感染流行期」にあり、引き続き感染拡大に警戒が必要であることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしくお願いします。

1. 県民・事業者・来訪者の皆様へ

- (1) 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。
- (2) 事業者の皆様におかれましては、テレワークやリモート会議の積極的な導入及び職場内の3密対策の徹底、並びに「感染拡大予防ガイドライン」の策定及び遵守等、「with コロナ」の社会にも適応できる業務形態の構築をお願いします。
- (3) 各店舗や施設等においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、室内換気、従業員のマスク着用や健康管理等を徹底しての営業活動をお願いします。感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」についても、積極的な活用をお願いします。
- (4) 会食や会合などの密になるような環境はなるべく控えてください。実施する場合でもシーサーステッカーを掲示した店舗を利用した上で、少人数でお願いします。対面では座らない等の感染予防対策にもご留意ください。
- (5) 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。
- (6) 県をまたぐ往来は、事前に1週間は体温をチェックするなどの十分な健康観察と、感染予防対策の徹底をお願いします。

- (7) 離島への渡航及び離島間の渡航については、来島自粛を求めている離島もあるため、渡航先の受入状況等を事前に市町村の HP 等で確認した上で判断してください。渡航する場合、マスクの着用など感染防止対策を徹底していただくとともに、体調不良の際には延期をご検討ください。
- (8) 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を徹底したうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。
- (9) 接触確認アプリ「COCOA」及び県が推奨する LINE アプリによる濃厚接触者通知システムを積極的に利用し、感染防止対策をお願いします。
- (10) 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許されるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。

2. 「沖縄県新型コロナ注意報」の発信について

感染拡大の兆候が確認された際等には、「沖縄県新型コロナ注意報」を迅速に発信し、特に必要な対策に絞ってピンポイントかつタイムリーな注意喚起を行うことで、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染拡大防止対策の周知につなげます。

(例)

- ア 夜の繁華街での集団感染の兆候確認時
⇒夜の会合・会食や発生地域への外出自粛等を呼びかけ
- イ 高齢者施設での感染拡大の兆候確認時
⇒面会自粛の徹底等を呼びかけ
- ウ 県外由来の感染拡大が懸念される時
⇒連休前などに、観光客への空港での健康チェック協力を強く呼びかけ 等

発信時のイメージ

令和〇年〇月〇日 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部発信



沖縄県新型コロナウイルス感染注意報



夜の繁華街への外出自粛等について

〇〇市〇〇地区の接待・接触を伴う飲食店において、集団感染が確認され、〇月〇日までに* *名の感染者が発生しています。

今後の感染拡大を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしくお願いします。

1. 〇〇地区への夜10時以降の外出は控えてください。
2. 会食・会合は、三密対策をしっかりと行った会場で実施してください。
3. 体調不良時は参加をお控えください。等々

【沖縄県の主な取り組み】

- (1) 保健所にて引き続き調査を行い、濃厚接触者を早期に特定し、迅速にPCR検査へつなげていきます。
- (2) 濃厚接触者が広範囲に及ぶ場合等は、利用者の注意喚起及び感染拡大防止等のため、店名の公表を行います。
- (3) 宿泊療養施設を含め、医療提供体制を確保します。

警戒レベル：第3段階における実施内容について(令和2年9月4日決定)

I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
緊急事態宣言	<p>【7月31日発出(8月13日、8月28日変更)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一丸となった感染防止の取組により、県内新規感染者数は8月中旬をピークに減少傾向にあり、警戒レベルは第4段階を脱したが、まだ、第3段階(感染流行期)にとどまっている。 ○ 医療提供体制については、改善傾向にあるものの、引き続きひっ迫した状況にあり、さらに入院者に占める高齢者の割合が増加し、重症化リスクと入院の長期化が懸念される。 ○ 集団感染は、まだ全てが沈静化しておらず、今後新たな集団感染が発生すれば医療機関への負荷が一気に高まる危険性がある。 ○ このような状況から、沖縄の旧盆の時期と重なる8月30日から9月5日までの期間は、警戒を続けながら感染の収まりを見極める警戒監視期間とし、緊急事態宣言を延長した。 ○ 引き続き、県民一丸となって感染予防対策に集中して取り組むことで、現在の改善の流れを確定的にし、医療提供体制のひっ迫状況から脱することにより、今後の社会経済活動の正常化につなげていく。 <p>【期間】 8月1日(土)～8月29日(土)</p> <p>【警戒監視期間】 8月30日(日)～9月5日(土)</p> <p>※9月4日本部会議において、9月5日を以て終了決定</p>
緊急事態宣言終了後の対応について	<p>【9月4日発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一丸となった感染拡大防止対策により、新規感染者数や療養者数の減少等、収束に向けた改善傾向が確認できることから、緊急事態宣言は9月5日を以て終了します。県民・事業者の皆様には、引き続き「新しい生活様式」の徹底や「感染拡大予防ガイドライン」の遵守をお願いするとともに、県等が行う感染防止対策にご協力いただきながら、必要な社会経済活動を行っていただくようお願いいたします。 ○ 一方、病床のひっ迫状況は改善の見込みはあるものの、引き続き感染拡大に注意が必要であることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしくお願いします。
沖縄県新型コロナウイルス注意報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大やその兆候が確認された際等には、「沖縄県新型コロナウイルス注意報」を迅速に発信し、特に必要な対策に絞ってピンポイントかつタイムリーな注意喚起を行うことで、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染拡大防止対策の周知につなげます。
1. 県民への依頼	
(1)新しい生活様式の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。

(2)外出関連	<p>○ 会食や会合などの密になるような環境はなるべく控えてください。実施する場合でもシーサーステッカーを掲示した店舗を利用した上で、少人数でお願いします。対面では座らない等の感染予防対策にもご留意ください。</p> <p>○ 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。</p>
2. 事業者への依頼	<p>○ 事業者の皆様におかれましては、テレワークやリモート会議の積極的な導入及び職場内の3密対策の徹底、並びに「感染拡大予防ガイドライン」の策定及び遵守等、新型コロナウイルスとの共存を可能とする業務形態の構築をお願いします。</p> <p>○ 各店舗や施設等においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、室内換気、従業員のマスク着用や健康管理等を徹底しての営業活動をお願いします。感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」についても、積極的な活用をお願いします。</p>
3. 休業要請	○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。
4. 時短営業要請	○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に時短営業の要請を行います。
5. イベントの開催関連	<p>○ 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を徹底したうえで分散開催または規模縮小をお願いします。</p> <p>○ 県主催イベントを実施する際には、オンライン開催や、感染予防対策を講じたうえで分散開催、又は規模を縮小します。</p>
6. 県外との渡航関連	○ 県をまたぐ往来は、事前の十分な健康観察と感染予防対策の徹底をお願いします。
7. 離島との渡航関連	<p>○ 来島自粛を求めている離島がありますので、渡航先の受入状況や船舶の運航状況等を各離島市町村のHP等でご確認頂きますようお願いします。</p> <p>○ また、来島自粛を求めていない離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、マスクの着用など、新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底して頂きますとともに、体調不良の場合は、渡航の延期をご検討ください。</p>
8. 離島空港・離島港湾	○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。
9. その他	○ 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許されるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。

II 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	○ 病床数については、今後の感染拡大を見据えて最大425床の確保を目標とし、病床数確保を医療機関に要請している。
(2)宿泊療養施設	○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、7月30日より、那覇市内に宿泊療養施設(60床)の運用を開始し、8月4日から那覇市内で追加開設(100床→8月12日から200床)。 ○ 宮古地域は8月12日開設(30床)、八重山地域は8月4日開設(30床→8月7日から50床)。 ○ 中北部地域での早期開設に向け取り組む。
2. 入院体制の強化	○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関への補償を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストについて、県下消防本部へ周知し、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。
3. 無症状者や軽症者への対応	○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山県域に宿泊療養施設を設置し、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での療養が可能となるような体制の整備を進める。 ○ 自宅待機者対応コールセンターの設置 総括情報部内に自宅待機者(入院調整中及び自宅療養中)対応のコールセンターを設置し、療養環境を判断するために必要な基礎情報を収集するとともに、自宅療養者と判断された感染者については、健康状態の把握する。 ○ 自宅療養者向けの配食サポート 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅での療養を行う患者に対して、食材等の支援を行い、日常生活をしながら療養することに対する不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止する。
4. 外来医療体制の強化	○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。
5. 検査体制の強化	
(1)PCR検査件数/日	○ 行政検査の1日の最大処理件数が480名から970名へ増強。
(2)PCR検体採取施設	○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による行政検査	○ 無症状の濃厚接触者へのPCR検査を再開する。 ○ 138ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。
6. 離島対策	○ 離島における発生状況により、円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁のリエゾン(連絡調整員)の派遣等調整を行う。 ○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。

7. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。 ○ 県備蓄分について確保を進める。
8. 情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。 ○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。 ○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。 ○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。
9. 渡航者への対応(水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 那覇空港内におけるTACOの体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行う。 ○ 県内の厳しい感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進やLINEアプリによる濃厚接触者通知システムの導入を進めるとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。
10. クラスター対策(病院、社会福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内に「クラスター対策チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化。 ○ 病院及び社会福祉施設に対するDMAT等の派遣を行う。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。
11. 医療コーディネーターチーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネーターチームの体制を拡充する。 ○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。
12. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民からの全般的な相談や質問に答えるためのコールセンタを設置しているが、保健所における帰国者接触者相談センター業務を縮小し負担軽減を図るため、相談業務をコールセンターへ一本化した。それに伴い、これまでの4回線を10回線に増設している。
13. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。

<p>14. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額：病院（医科、歯科） 200万円+5万円×病床数 有床診療所（医科、歯科） 200万円 無床診療所（医科、歯科） 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限：令和3年2月28日(予定)
------------------------------------	---

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底したうえで、全ての県立学校を通常登校とする。 ○ ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業を可とする。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月3日(月)から助産実習を除く前学期に開講する全科目について、遠隔授業へ移行する ○ 8月3日(月)から学生の校内立ち入りは禁止する。立ち入る必要がある場合は、事前に担当教員に連絡し許可を得ること。 ○ 自宅等で遠隔授業の受講が難しい学生については、届出の上で学内での受講を認める ○ 学生の健康状態のオンライン申告は、今後登校する学生のみ行う ○ 学生の課外活動(サークル活動)については禁止する ○ 図書館については、8月3日(月)から学外利用者は禁止する。学生は事前に貸出予約をして非接触で受け取る
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間、オンライン授業を基本とする。 ○ 学生に対し構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、通常の教育活動(講義・実習)を実施する。ただし、学内や地域(学校所在地)の感染状況等によって、以下の対応を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施することとし、授業内容によりやむを得ない場合は、万全の感染防止対策を徹底した上で、実施。 b 実習については、分散形式で実施。 ○ 派遣実習については、当面の間、延期する。
3. 高専、私立学校等	
(1) 私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。
(2) 私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。

(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの職業訓練を実施する。 ○ 感染者発生校は、臨時休校とし、訓練再開後は必要に応じて時差登校や訓練時間の短縮等を行い、職業訓練を引き続き実施する。 ○ 感染者未発生校は近隣状況を踏まえ通常通りの職業訓練を行う。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室内は、2メートル離して配席し、全員マスク着用で講義を行い、冷房使用時も一部開放して密閉を防ぎ、定期的に換気を行う。 ○ 寮室は、マスク着用して不要な接触を避け、各自2メートルの距離をとり、開口部を設定し換気を行う。 ○ 寮室内、各教室等に消毒液を設置し、使用した設備・備品等は消毒を行う。 ○ 入校生は、手洗い、手指消毒を励行し、毎朝晩の検温、健康チェックを行う。 ○ 食堂及び入浴は、小隊ごとの交替で利用し、食事は横並びに着席とする。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における保育が可能な保護者への協力依頼及び保育等の提供縮小など、地域の実情に応じた感染防止対策を講じるよう市町村に通知している(7月31日(金)～)。 ○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園の検討を要請。 ○ 子育て支援センター等を活用した代替保育等の積極的検討を要請。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。

5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 9月9日(水)から開館する。 ○ 開館にあたっては当館の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底する。
②青少年の家	○ 9月6日(日)から感染防止対策を十分に行った上で、利用者の受け入れ並びに事業を再開する。
③埋蔵文化財センター	○ 9月6日(日)から開館する。 ○ 開館にあたっては新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底する。
④地域環境センター	○ 9月6日(日)から感染防止対策を十分に行った上で、利用者の受け入れ並びに事業を再開する。
⑤博物館・美術館	○ 9月6日(日)から開館する(一部施設は当分の間休室)。一部イベントを中止又は延期する。
⑥沖縄空手会館	○ 9月6日(日)から開館する。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、施設の一部利用制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 9月6日(日)から開館する。県のガイドライン等に基づく3密対策として展示室の入室制限を実施、会議室、ホールの収用人数制限を実施する。
⑧公文書館	○ 9月6日(日)から開館する。 ○ 開館にあたっては当館の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 9月6日(日)から感染防止対策を徹底した上で再開する。 ただし、感染防止のため施設の利用制限を実施する場合がある。
②奥武山総合運動場	○ 9月6日(日)から当分の間、奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)の個人利用について、一部制限を行う。 ○ 9月6日(日)から当分の間、大会やイベント等の専用利用については、中止、延期又は規模縮小の検討を依頼する。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染症拡大防止策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 9月6日(日)から、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は通常の施設運営とする。ただし、3密対策等感染拡大防止のため、入場制限を行う場合がある。

④首里城公園	○ 9月6日(日)から、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は通常の施設運営とする。ただし、3密対策等感染拡大防止のため、入場制限を行う場合がある。
⑤県営8公園施設	○ 9月6日(日)から、屋外施設、遊具等及び駐車場は通常どおり利用出来るものとする。ただし、屋内施設の利用については、3密対策等感染拡大防止の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付を行う。
⑦平和創造の森公園	○ 9月6日(日)から、通常通り開園する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 予約受付を再開することとし、催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
②万国津梁館	○ 予約受付を再開することとし、催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
③沖縄県総合福祉センター	○ 8月1日(土)～9月5日(土)までの間、一部業務(貸館業務、社会福祉ライブラリー業務)を停止する。 ○ なお開館にあたっては、当センターの「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を実施する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 8月3日(月)～9月5日(土)までの間、一部業務(貸館業務、図書情報室業務)を停止する。 ○ なお開館にあたっては、当センターの「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を実施する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、免許有効期限延長特例措置の周知に努め、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

※ 在沖米軍における新型コロナウイルス感染症防止策の徹底及び積極的な情報開示について、引き続き要請を行う

事業活動及び県民に対する支援策等

項目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。 ○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
③国民健康保険料(税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。 ○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
④県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。
⑤緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会、沖縄県労働金庫本店及び各支店(県庁出張所を除く)、取扱郵便局(県内49ヶ所) ○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内 ○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで
⑥総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内 ○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで
⑦住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。また、同支給額が実際の家賃を下回る方々に対して、県独自の支援給付金を支給する。 ○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関(支援給付金は県保護・援護課)
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。 <li style="text-align: center;">※4日目から支給 ○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など

<p>⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国事業)</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。</p> <p>○ 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL:0120-221-276)</p> <p>○ 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円)</p> <p>○ 申請期限:4月～6月分は令和2年9月30日(必着) 7月分は令和2年10月31日(必着) それ以降、月ごとに申請期限の設定あり</p>
<p>(2)相談対応</p>	
<p>①見守り活動の実施</p>	<p>○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。</p>
<p>②ひとり親家庭対応</p>	<p>○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。</p>
<p>③DV、児童虐待対応</p>	<p>○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。</p> <p>○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。</p>
<p>④特殊詐欺等対応</p>	<p>○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。</p>
<p>⑤学生等対応</p>	<p>○ 大学、専門学校等の学生緊急相談窓口設置を設置し、相談対応を実施。</p>
<p>2. 事業者向け支援策</p>	
<p>(1)支援策</p>	
<p>①雇用調整助成金(国事業)</p>	<p>○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。</p> <p>○ 雇用調整助成金の特例措置等は、令和2年9月末から、12月末まで延長された。</p>
<p>②沖縄県雇用継続助成金事業</p>	<p>○ 沖縄労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。</p> <p>○ 受付・問い合わせ先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044)</p> <p>○ 助成率(休業手当に対する割合):</p> <p>①緊急対応期間以外の特例期間(1月24日～3月31日)</p> <p>大企業:国1/2 県1/6 (企業1/3)</p> <p>中小企業:国2/3 県1/6 (企業1/6)</p> <p>②緊急対応期間(4月1日～9月30日)解雇等あり</p> <p>大企業:国2/3 県1/6 (企業1/6)</p> <p>中小企業:国4/5 県1/10 (企業1/10)</p> <p>③緊急対応期間(4月1日～9月30日)解雇等なし</p> <p>大企業:国3/4 県1/4</p> <p>中小企業:国10/10 県なし</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請期限: 国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効)但し、令和2年7月20日以前に支給決定を受けた場合は、9月30日まで
③小学校休業等 対応助成金(国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。 ○ 申請先: 学校等休業助成金・支援金受付センター ○ 相談先: コールセンター(TEL: 0120-60-3999) ○ 支給額: 賃金相当額×10/10(1日最大: 15,000円/人) ○ 申請期限: 令和2年12月28日
④農林漁業セーフ ティネット資金貸 付等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。
⑤経営継続補助 金(国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。
⑥工業用水道料 金関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。 ○ 相談先: 配水管理課(TEL: 098-866-2810) ○ 納期限の延期: 令和2年4月～9月分 ○ 申請期限: 納期限の延期については納期限の7日前まで、 それ以外の支援策については、随時相談。
⑦持続化給付金 (国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。 ○ 相談先: 持続化給付金事業 コールセンター(TEL: 0120-115-570) ○ 給付額: 法人最大200万円 個人事業主: 100万円 ○ 申請期限: 令和3年1月15日
⑧家賃支援給付 金(国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する。 ○ 相談先: 家賃支援給付金コールセンター(TEL: 0120-653-930) ○ 給付額: 月額最大 法人100万円(個人事業主: 50万円)×6ヶ月分) ○ 申請期限: 令和3年1月15日
⑨県中小企業 セーフティネット資 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。 ○ 相談先: 県中小企業支援課(TEL: 098-866-2343) ○ 融資限度額: 1企業、1組合当たり3,000万円以内 ○ 取扱期間: 当分の間

⑩新型コロナウイルス感染症対応資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。 ○ 相談先：県中小企業支援課（TEL：098-866-2343） ○ 融資限度額：1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込を受付たものでかつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。
⑪うちなーんちゅ応援プロジェクト（緊急支援金、休業協力金、支援金）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げの大幅な減少等の経済的な影響を受ける飲食店や小売業等及び県が行った休業要請の対象施設について、事業継続支援等の観点から、支援金及び休業協力金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県支援金等相談センター（TEL：098-851-9990） ○ 給付額：緊急支援金（飲食店向け）：10万円 休業協力金（休業要請施設）：20万円 支援金（小売業、旅行業（無店舗）等）：10万円 ○ 申請期限：緊急支援金：4月30日～6月15日 ※受付終了 休業協力金：5月11日～6月30日 ※受付終了 支援金：5月15日～6月30日 ※受付終了
⑫うちなーんちゅ応援プロジェクト（休業協力金・営業時間短縮協力金）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言（令和2年7月31日）の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時間短縮要請（朝5時～夜10時まで）に伴う10万円の協力金支給を実施する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策協力金コールセンター（TEL：098-975-5825） ○ 給付額：休業協力金20万円、営業時間短縮協力金10万円 ○ 申請期限：那覇市（8月17日～9月11日） 宮古島市、石垣市（8月24日～9月18日）
⑬安全・安心な島づくり応援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策奨励金コールセンター（TEL：098-987-4507） ○ 主な対象業種 宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了
⑭納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
(2)各事業者向け	
①農林水産業向け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等 ○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等 ○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援（貨物専用臨時便の確保対策等）
②文化事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る経費の支援を行う。

<p>③公共交通事業者向け</p>	<p>○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。</p> <p>○ 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス 5万円/台 ・法人タクシー 4万円/台 ・離島航路 10万円～160万円/社 ・離島航空路 140万円/機 <p>○ 申請期限:令和2年8月31日 ※受付終了</p> <p>○ 個人タクシー(約1,200事業者)は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。</p> <p>○ 申請期限:令和2年8月31日 ※受付終了</p>
<p>④医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。</p> <p>○ 申請先:沖縄県国民健康保険団体連合会</p> <p>○ 補助上限額:病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円</p> <p>○ 申請期限:令和3年2月28日(予定)</p>
<p>⑤高齢者・障害者施設等における感染症対策徹底支援事業</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入などに要する費用を補助する。</p> <p>○ 申請先:沖縄県または、沖縄県国民健康保険団体連合会</p> <p>○ 補助上限額 サービス類型毎に設定 (例:高齢者施設等)通所介護(通常規模型)89.2万円/事業所、訪問介護53.4万円/事業所、特養3.8万円/定員 (例:障害者施設等)施設入所支援121.5万円/施設、居宅介護11.5万円/事業所、生活介護75.7万円/事業所</p> <p>○ 申請期限:令和3年2月末</p>
<p>(3)相談対応</p>	
<p>①雇用調整助成金相談窓口体制の充実</p>	<p>○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。</p> <p>○ 相談先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044)</p> <p>○ 開設時間:9:00～17:00(土・日・祝日除く)</p>
<p>②支援機関の窓口相談体制の強化</p>	<p>○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。</p>
<p>③公共工事の関連の対応</p>	<p>○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。</p> <p>○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。</p>
<p>3. その他対応</p>	
<p>(1)その他対応</p>	
<p>①便乗値上げ防止要請等</p>	<p>○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。</p>

②観光客・観光事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。
③在住外国人への生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
④廃棄物取扱方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 ○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。
⑤警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 那覇市松山地区等において警戒活動を強化する。